

第5回新聞発表

放置はぶんぶん！

須田雄朔
寺内嵩造
小西麻美

発表の流れ

- × 記事の紹介と要約
- × 犬による糞の被害と現状
- × 問題意識
- × 政策提言
- × 将来の展望



記事の紹介

21世紀dotank発：後始末は最低限の責務 /山梨

暑さが本格化してきた。日中は肌を焦がす日差しが照りつけ、日陰にいても蒸し暑い。散歩するなら早朝が気持ち良い。穏やかな朝日、さわやかな空気、みずみずしく輝く草木、道端の犬のふん。犬のふん？ なぜこんなところに……。せっかくの爽快な気分が台無しになる。

家の玄関先や田畑、周辺道路などに放置されたふんに不快感を覚え、行政に苦情を申し立てるケースは少なくない。身近な場所に放置された当事者にとっては、身勝手な他人による生活への侵害行為だと言える。

行政の「ふん害」対策をみると、（１）条例による規制（２）飼い主に対するマナー順守徹底の啓発——が中心だ。条例では、環境美化や飼い犬飼育に関するものの中で、飼い主にふんの回収を義務付け、違反した場合は改善勧告や命令のほか、１万～５万円以下の過料を科すと定めた自治体もある。環境省の資料などによると、山梨県内では１１市町が条例に「ふん害」防止に関する項目を設けている。

実際はよほど悪質な行為が確認されない限り適用はされず、全国的にも適用例はまれ。条例に抑止効果を求めながら、飼い主への啓発活動を進めているのが現状のようだ。

犬の登録・予防接種時の呼び掛け、広報やウェブサイトでの周知、公園等への看板設置など、啓発活動は地道だ。県外では茨城県つくば市などで、発見した犬のふんに警告カードを設置して飼い主にマナーを訴えるアクティブな「イエローカード作戦」を展開している。これは山梨県内では甲府市の県芸術の森公園で１０年に実施されたが、その時は思うような効果が得られなかったという。

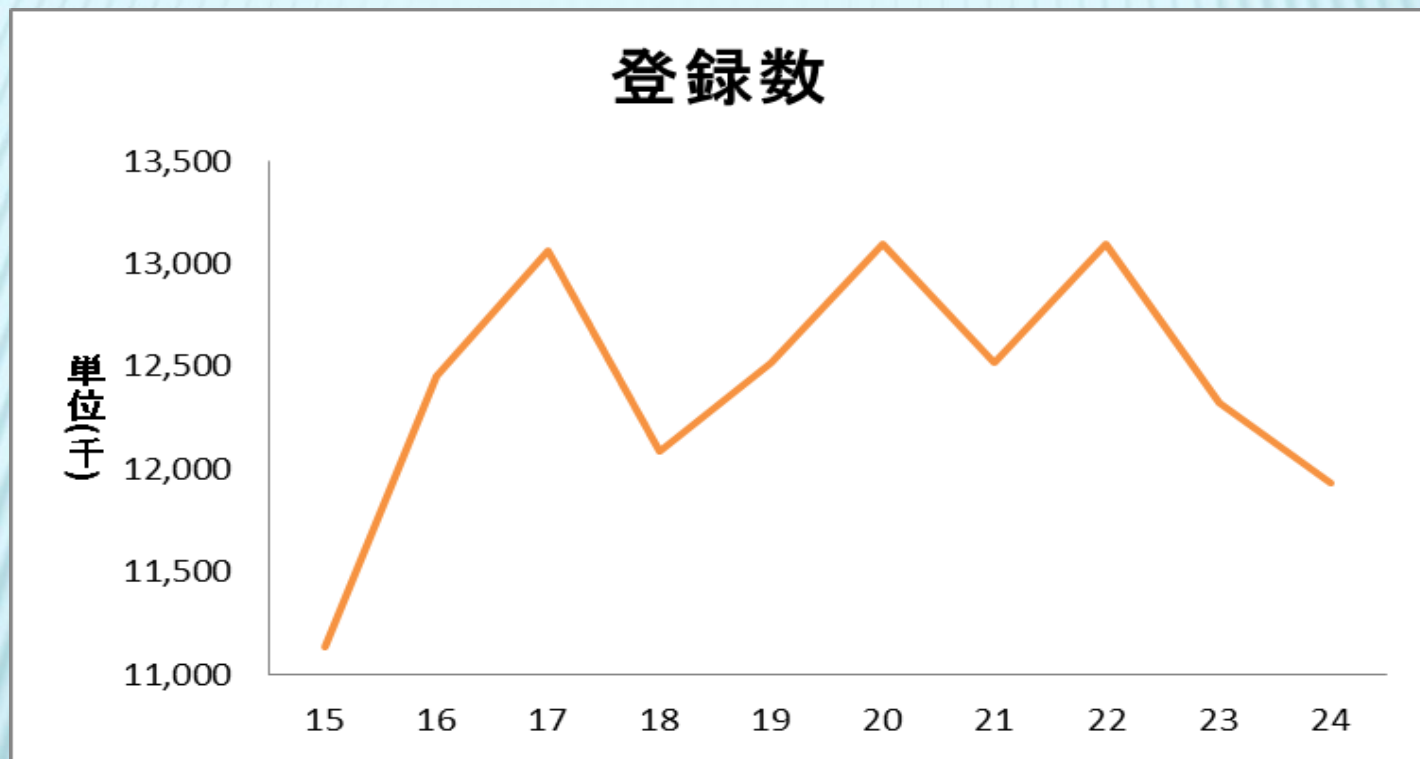
ふんの後始末は飼い主として最低限のマナーであり、本来は法令で義務化するまでもないはず。だがごみのポイ捨てと同様、最終的には人のモラル次第という難しさがある。６月下旬、大阪府泉佐野市が犬のふん対策の財源とするため「飼い犬税」導入を検討すると表明したが、マナーの悪い人間がいるから周囲がそれを補うという手段はあまりにも寂しい。後始末を忘れがちな飼い主には、ふんの後始末がマナーであると同時に、愛犬とのふれあいの一つでもあると認識を持って、散歩を楽しんでほしいと願う。＜山梨総合研究所主任研究員・河住圭彦＞

（毎日新聞 2012年7月20日 地方版/山梨県 22頁より引用）

記事の要約

- × 放置された犬の糞に不快感を覚え、行政に苦情を申し立てるケースは少なくない。
- × 「ふん害」対策を行っている自治体もあるがなかなか改善されていない。
- × 犬のふんの後始末は最低限のマナーであり、飼い主のモラル次第である。

登録されている犬の数



一般社会団体ペットフード法人より

<http://www.petfood.or.jp/topics/0901.shtml>

登録されていない犬もいるので実際は
もっと多い

本来犬のフンの処理は

飼い主が拾って家に持ち帰って処理したりトイレに流したりするのが礼儀！



フンキャッチャー FN-160 ピンク 2,048円
(税込)



ペーパーフンキャッチャー M 1,544円 (税込)

犬フン処理を探すなら | pets.become.co.jp

犬のフンによる被害の実例

- × 他人の家の敷地内や壁へ糞尿を放置
- × 公共施設（公園など）による放置で子供たちの衛生への被害
- × 一般的景観の損失や悪臭の問題



自治体の取り組み①

水戸市（茨城県）

水戸市飼い犬の糞害等の防止に関する条例

（平成8年10月1日）

飼い犬のふん害等の防止に関する啓発

飼い主の遵守事項

指導及び警告

立ち入り調査・罰則

新座市（埼玉県）

新座市飼い犬ふん害等防止条例

（平成8年4月1日）

飼い犬のふん害等の防止に関する啓発

飼い主の遵守事項

指導及び警告

市民の協力

委任

ふん害等防止条例の概要 平成23年4月1日現在 より抜粋

www.env.go.jp/council/14animal/y140-29/ext/02_5.pdf

自治体の取り組み②

× 『イエローカード作戦』（例…枚方市）

イエローカード作戦とは、地域で取り組んでいただく犬のふん放置防止の対策。この取り組みは、住民が一丸となって巡回パトロールを行い、イエローカードという警告カードを設置することにより、「地域ぐるみで犬のふんの放置を監視している。」という地域の姿勢を視覚的に示し、飼い主のモラルの向上とふんの放置防止を図るというもの。

問題意識

- × 現在各自治体では「ふん害」に対して様々な対策をおこなっているが、法的拘束力に乏しいため実質的な効果はあまり見られない。
- × 糞の後始末は、最低限のモラルと言いつつも、飼い主のモラルに委ねすぎなのではないか？
- × 犬を飼うことに関してもう少し規制をしっかりとすべきではないか？

政策提言

『飼い主免許』の導入！！



http://www.mypetdmv.com/pet_testimonials.html

飼い主免許取得を義務づける

- × 市町村及び区での犬の登録の際、飼い主免許料として「5000円」納める。
- × 免許施行までの2年の猶予期間を設ける。その間にすでに犬を飼っている飼い主は、免許を取得する。

飼い主免許料

```
graph TD; A[飼い主免許料] --> B[免許作成費]; A --> C[取り締まりの運営維持費];
```

免許作成費

取り締まりの
運営維持費

『飼い主免許』とは

車の免許と同じように、法的に有効な様々な規則・ルールを設ける。違反した場合、罰金を課す。

- × 「飼い犬を私有地の外に出す際（散歩の際）は、免許とゴミ袋の携帯を義務付ける」
- × 「散歩の際は、リードの着用を義務付ける」
- × 「狂犬病の予防接種の徹底」
（免許の裏面に証明印を押してもらうなど）

①免許作成

- × 犬 1 匹について 1 枚
ではなく
- × 飼い主 1 人につき 1 枚

作成にかかる費用
→ 1 枚 1 0 0 円と考える
(運転免許証のようなICカードを想定)

<http://www.iccard.net/cardprint.html> より算出

②取り締まり運営

シルバー人材センターに登録
している比較的若い男の人
(警察官を退職した人などが
望ましい)



お散歩の必需品!



トイレに流せる
ウンチ処理袋

飼い主

わんこ見回りパトロール隊



②取り締まり運営費の予算を計算してみる

× (飼い主免許料)－(免許作成費)

＝取り締まり運営費

免許料が1人10,000円、免許作成費が1枚100円なので、平成24年の飼い主世帯数90,820,000をもとに計算してみると．．．

$10,000 \times 9,082,000 - 100 \times 9,082,000$

$= 89,911,800,000$

約 9 0 億円が運営費に！！

運営費

→散歩をしている人の見回り
(わんこ見回りパトロール隊)

フンの清掃

実際どれくらいかかるのか??

1人当たり年間220万円 × 1,000人
= 22億円

その他見回りに使う車代など

http://nensyu-labo.com/syokugyou_bill.htm より算出

ヨーロッパでもスイスやドイツなどで導入

スイス ジュネーブの例

- × 2010年9月、すべての犬と飼い主に法律で講習と訓練が義務づける。
 - × 毎年一匹ごとに7000円の税金を支払う。
 - × 犬の首にマイクロチップを導入する。
- 目的は、「犬を正しく飼うことができる」という証明であって、フンの対策ではない。

将来的な展望

× 1) 飼い主のマナー向上
→ フンの被害減少

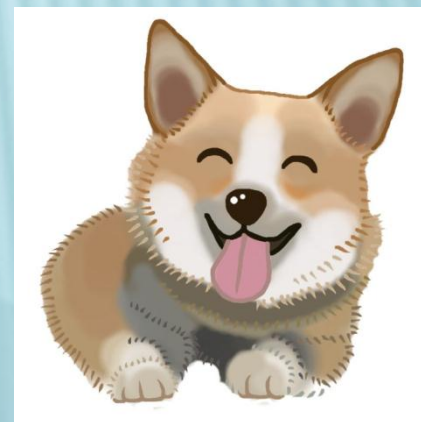


× 2) 安易な飼育・多頭飼いの防止

× 3) 動物に関する他の機関への補助
→ 犬の命を守る。

将来的な展望 1 ～飼い主のマナー向上

- × 違反すると罰金をとられてしまうため、散歩中のマナーや飼育中のマナーをより意識するようになる。
 - フンの処理を行うようになる
 - 道端に放置される未処理のフンの数減少
 - フンの被害減少



将来の展望 2 ～安易な飼育・多頭飼いの防止

- × 「飼い主免許制」を導入することで、犬を飼うことへのハードルが上がり（免許料にお金がかかる。違反すれば罰金）、安易な飼育・多頭飼いを抑制できる。

→ 尊い犬の命を守る。

将来的な展望 3 ～他の機関への補助

飼い主免許料

```
graph TD; A[飼い主免許料] --- B[免許作成費]; A --- C[取り締まりの運営維持費]; A --- D[動物に関する他の機関への補助];
```

免許作成費

取り締まりの
運営維持費

動物に関する
他の機関への
補助

将来の展望 3 ～他の機関への補助

× 公共機関の里親募集团体

保健所・動物愛護センター

動物保護センター

× 民間団体の里親募集案内

（保健所などの行政機関で殺処分される犬と猫を保護飼育し、不妊手術とワクチン接種を済ませてから里親さんを探す活動を行っている。）

将来の展望 3 ～他の機関への補助

保健所で殺処分される犬の数 **43,606匹**
(1日に120匹)

→このような団体へ補助金を出し、犬を飼うのはペットショップだけでなく、保健所や民間の里親募集段階から愛犬を迎え入れるという選択肢もあるということを広めていきたい。

→大切な犬の命を守る

参考文献

- × 『帰る家のない動物たち』 松阪星奈著 株式会社P H P研究所出版
- × 『ペットの法律相談』 長尾美夏子 小林覚 小松初男 四宮晃 岩知道真吾著 青林書院出版
- × 厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou10/01.html>
- × 一般社会団体ペットフード法人 <http://www.petfood.or.jp/topics/0901.shtml>
- × 犬フン処理を探すなら <http://www.pets.become.co.jp>
- × ふん害等防止条例の概要 www.env.go.jp/council/14animal/y140-29/ext/02_5.pdf
- × my pet DMV http://www.mypetdmv.com/pet_testimonials.html
- × ポイント株式会社ホームページ <http://www.iccard.net/cardprint.html>
- × 清瀬市公式ホームページ <http://www.city.kiyose.lg.jp/hp/page000004400/hpg000004349.htm>
- × 楽天 <http://item.rakuten.co.jp/pets/4976555924626/>
- × 環境省ホームページhttp://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/statistics/dog-cat.html
- × 世相 <http://dogmarion.cocolog-nifty.com/seso/2011/01/post-c2d3.html>
- × 年収ラボ <http://nensyu-labo.com/>



ありがとうございました！！